北海道電力株式会社	一キロワット時当たり一一・三〇円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり九・四五円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一一・七二円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一二・〇一円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり七・一六円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり八・〇一円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり八・三三円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり八・八一円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり九・七四円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり九・四九円

二　旧特定電気事業者、旧特定規模電気事業者及び小売電気事業者　次のイに掲げる額を口に掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり一〇・二三円

ロ　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり一一・三〇円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり九・四五円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一一・七二円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一二・〇一円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり七・一六円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり八・〇七円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり八・三三円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり八・八一円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり九・七四円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり九・四九円

二　旧特定電気事業者、旧特定規模電気事業者及び小売電気事業者　次のイに掲げる額を口に掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり一〇・二四円

ロ　［略］

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成三十年七月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○環境省告示第四十六号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年六月二十六日　　環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
農薬の成分	基準値
（略）	
（*E*）－N^1－［（6－クロロ－3－ピリジル）メチル］－N^2－シアノ－N^1－メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）	2.5μg／l
（略）	

改正前	
農薬の成分	基準値
（略）	
（*E*）－N^1－［（6－クロロ－3－ピリジル）メチル］－N^2－シアノ－N^1－メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）	5.7μg／l
（略）	